

遺留分減殺請求権の消滅時効の進行の停止に関する民法１５８条１項の類推適用
(最判小２平成２６・３・１４民集６８巻３号２２９頁)

大阪学院大学大学院教授　細　見　利　明

1 事案の概要

本件は、遺留分減殺請求権の消滅時効の成否が争点となった事件である。

亡Aはその遺産のすべてを長男Cに相続させる旨の遺言をした後、平成２０年１０月２２日に死亡した。亡Aの妻Bは、Aの死亡時には、Aが死亡して相続が開始したこと、上記遺言の内容及びそれが減殺できることを知っていたところ、平成２２年４月２４日、Bについて後見が開始されて成年後見人が就任し、後見人は、平成２２年４月２９日、Bの代理人として、Cに対し、遺留分減殺の意思表示をした。その後、遺留分減殺を原因として、不動産の所有権及び共有持分の各一部移転登記手続等を求める訴訟を提起した。

訴訟において、Cは消滅時効の抗弁を提出した。民法１０４２条前段は「減殺の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から１年間行使しないときは、時効によって消滅する」と定めているところ、Bが遺留分減殺請求の意思表示をしたのは平成２２年４月２９日であり、それは、Bが相続の開始及び減殺すべき遺贈があったことを知った平成２０年１０月２２日から１年後であるから遺留分減殺請求権は時効消滅しているというのであった。

消滅時効の抗弁に対し、Bは、民法１５８条１項は、「時効の期間の満了前６か月以内の間に・・・成年被後見人に法定代理人がないときは、・・・法定代理人が就職した時から６か月を経過するまでの間は、・・・時効は、完成しない。」と定めており、本件は、「時効の完了前６か月以内の間にBが成年被後見人とはなっており後見人がいない」という状態ではなかったが、「時効の完了前６か月以内の間にBは成年後見が開始されるべき状態にあったが後見人がいない」という状態であったから上記規定を類推適用すべきであり、それによればBの後見人が就任した平成２２年４月２４日から６か月を経過する日(平成２２年１０月２３日)まで消滅時効は完成しないと再抗弁した。

2 裁判の経過

第１審の静岡地方裁判所沼津支部は民法１５８条１項の類推適用を主張する再抗弁を認めず、消滅時効が完成したと判断して、Bの請求を棄却した。

原審の東京高等裁判所も、時効の期間の満了前に後見開始の審判を受けていない者には民法１５８条１項は類推適用されないと判断して時効の停止の主張を排斥し、消滅時効の完成を認め、Bの控訴を棄却した。

3 最高裁判決

しかし、最高裁は、原判決を破棄し、次のように判示して、事件を原審の東京高等裁判所に差し戻した。

「(1) 民法158条1項は、時効の期間の満了前6箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人（以下「成年被後見人等」という。）に法定代理人がないときは、その成年被後見人等が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から6箇月を経過するまでの間は時効は完成しない旨を規定しているところ、その趣旨は、成年被後見人等は法定代理人を有しない場合には時効中断の措置を執ることができないのであるから、法定代理人を有しないにもかかわらず時効の完成を認めるのは成年被後見人等に酷であるとして、これを保護するところにあると解される。また、上記規定において時効の停止が認められる者として成年被後見人等のみが掲げられているところ、成年被後見人等については、その該当性並びに法定代理人の選任の有無及び時期が形式的、画一的に確定し得る事実であることから、これに時効の期間の満了前6箇月以内の間に法定代理人がないときという限度で時効の停止を認めても、必ずしも時効を援用しようとする者の予見可能性を不当に奪うものとはいえないとして、上記成年被後見人等の保護を図っているものといえる。

ところで、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるものの、まだ後見開始の審判を受けていない者については、既にその申立てがされていたとしても、もとより民法158条1項にいう成年被後見人に該当するものではない。しかし、上記の者についても、法定代理人を有しない場合には時効中断の措置を執ることができないのであるから、成年被後見人と同様に保護する必要があるといえる。また、上記の者についてその後に後見開始の審判がされた場合において、民法158条1項の類推適用を認めたとしても、時効を援用しようとする者の予見可能性を不当に奪うものとはいえないときもあり得るところであり、申立てがされた時期、状況等によっては、同項の類推適用を認める余地があるというべきである。

そうすると、時効の期間の満了前6箇月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がない場合において、少なくとも、時効の期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたときは、民法158条1項の類推適用により、法定代理人が就職した時から6箇月を経過するまでの間は、その者に対して、時効は、完成しないと解するのが相当である。

(2) これを本件についてみると、Bについての後見開始の審判の申立ては、1年の遺留分減殺請求権の時効の期間の満了前にされているのであるから、Bが上記時効の期間の満了前6箇月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあったことが認められるのであれば、民法158条1項を類推適用して、E弁護士が成年被後見人に就職した平成22年4月24日から6箇月を経過するまでの間は、Bに対して、遺留分減殺請求権の消滅時効は、完成しないことになる。

5 以上によれば、上記4(2)の点を審理判断することなく、Bの遺留分減殺請求権の時効消滅を認めた原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は、この趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、上記の点等につき更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。」

4 評釈

最高裁判決は「類推適用」と言っているが、実質的には、民法の一部改正である。

本件は、「遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時」である平成20年10月22日から時効期間が満了する1年内の平成21年8月5日までに後見開始の審判がなされたわけではないから、民法158条1項の時効の停止は適用されない事案である。同条は、「時効の期間の満了前6か月以内の間に・
・成年被後見人に法定代理人がないとき」と規定しているところ、本件では「時効の期間の満了前6か月以内の間」にBが成年被後見人であったことはないし、ましてや成年被後見人に法定代理人がないときでもない。本件では、時効期間内に後見開始の審判の申立てこそなされていたが、後見開始の審判がなされたのは、時効期間が満了した後の平成22年4月24日である。したがって、民法158条1項の素直な解釈からすれば本件は時効の停止事由には該当しない。第1審と原審は民法の条文どおりに解したが最高裁は大きく意識し、時効停止事由として、「時効期間の満了前6箇月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者について、時効の期間の満了前に後見開始の審判の申立てがされている場合には（後見開始の審判がなされ成年被後見人になっていなくとも）、その後後見開始の審判がなされて成年被後見人が就任してから6箇月を経過するまでは消滅時効は、完成しない」との判断であり、そのような民法の条項を新設したに等しい。